

津幡町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

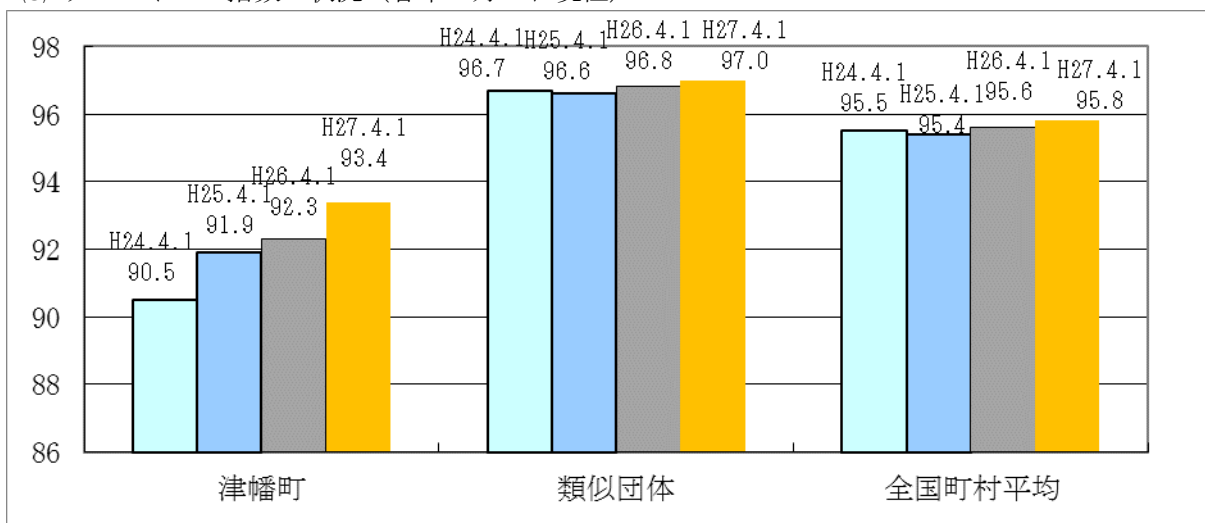
区 分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 37,824	千円 13,474,676	千円 170,972	千円 2,034,798	% 15.1	% 15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当 たり給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
26年度	人 279	千円 877,445	千円 154,103	千円 320,927	千円 1,352,475	千円 4,848	千円 5,748

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(ラスパイレス指数が3年前に比べ1ポイント以上上昇している理由)

国の要請やラスパイレス指数等を総合的に勘案し、給料の減額について未実施としたため。
 (H24.4.1 ラスパイレス指数 99.5)

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し [実施 未実施]

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.8%引下げ、激変緩和のため 3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津幡町	41.2 歳	295,800 円	391,404 円	322,067 円
石川県	42.1 歳	323,789 円	407,420 円	356,521 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	41.9 歳	313,133 円	381,214 円	345,081 円

② 技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
津幡町	49.1 歳	220,600 円	242,593 円	225,081 円		—	—	—
うち学校給食員	51.2 歳	215,000 円	218,214 円	216,143 円	調理師	44.3 歳	234,600 円	0.93
うち用務員	* 歳	* 円	* 円	* 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	*
うちその他	46.5 歳	226,500 円	272,017 円	235,250 円		—	—	—
石川県	52.0 歳	328,921 円	374,201 円	346,803 円		—	—	—
国	50.2 歳	289,141 円	—	323,318 円		—	—	—
類似団体	50.3 歳	293,609 円	320,807 円	310,221 円		—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
津幡町	—	—	—
うち学校給食員	3,513,245 円	3,113,600 円	1.28
うち用務員	*	2,774,000 円	—
うちその他	4,379,473 円	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成24年～平成26年平均）を使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものでない。

③ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
津幡町	41.2 歳	282,491 円	307,070 円	283,879 円
国	42.3 歳	332,279 円	—	381,205 円
類似団体	39.7 歳	282,725 円	311,950 円	296,128 円

④ 医療職(一)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
津幡町	46.1 歳	441,629 円	989,253 円	456,271 円
国	50.8 歳	493,236 円	—	822,932 円
類似団体	48.5 歳	533,925 円	1,267,031 円	794,218 円

⑤ 医療職(二)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
津幡町	43.4 歳	272,341 円	319,209 円	277,135 円
国	44.9 歳	307,143 円	—	347,466 円
類似団体	—	—	—	—

⑥ 医療職(三)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
津幡町	45.5 歳	305,535 円	355,611 円	307,305 円
国	46.7 歳	316,503 円	—	346,447 円
類似団体	40.7 歳	294,557 円	336,697 円	308,841 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている(その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン(-)」としている。)

(2) 職員の初任給の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		津幡町	石川県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	139,500 円	—
	中学卒	123,900 円	123,900 円	—
福祉職	短大卒	163,700 円	—	—
医療職(一)	大学卒	240,100 円	—	—
医療職(二)	大学卒	180,300 円	—	—
医療職(三)	短大卒	191,300 円	—	—

（「—」は該当なし）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	241,300 円	276,779 円	330,033 円	—
	高校卒	*	—	—	*
技能労務職	高校卒	207,600 円	218,400 円	—	—
福祉職	短大卒	—	—	*	—
医療職(一)	大学卒	*	—	—	—
医療職(二)	大学卒	—	—	—	—
医療職(三)	短大卒	*	335,433	*	*

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人又は 2 人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（*）」としている（その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン（—）」としている。）

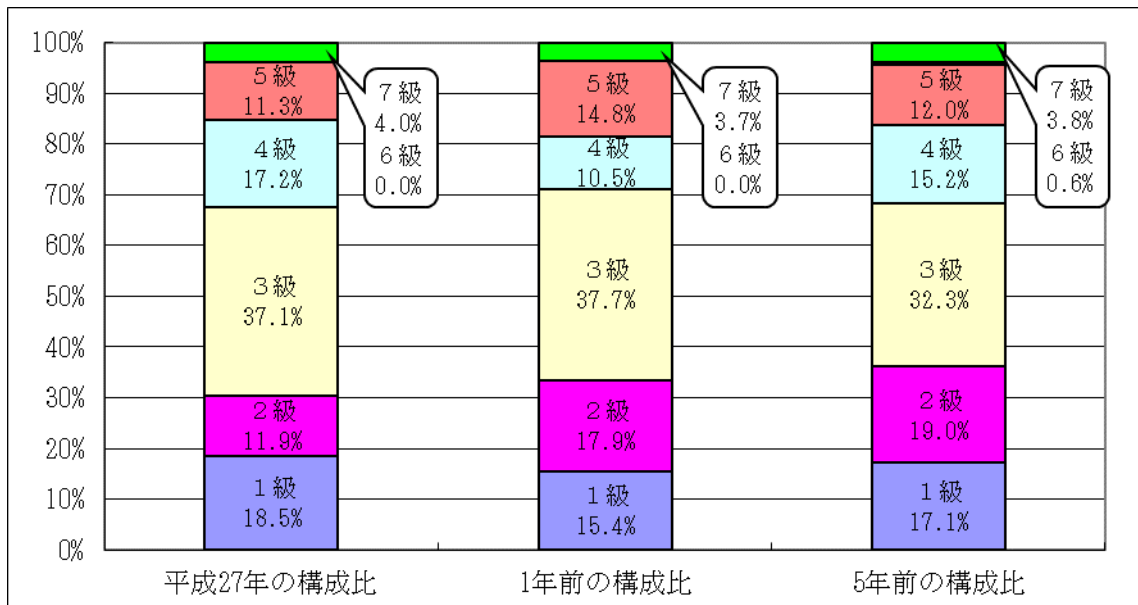
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	6 人	4.0%	360,100 円	442,600 円
6 級	部長、課長	0 人	0.0%	315,800 円	407,900 円
5 級	課長、統括課長補佐	22 人	11.3%	285,000 円	390,700 円
4 級	課長補佐	26 人	17.2%	258,300 円	378,700 円
3 級	係長、主査	56 人	37.1%	223,900 円	347,700 円
2 級	主事、技師	18 人	11.9%	187,700 円	301,900 円
1 級	主事、技師	28 人	18.5%	137,600 円	244,900 円

(注) 1 津幡町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、医療職を除く全職員に対して勤務評定を実施しています。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定結果を参考にし、昇給を実施しています。

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津幡町	石川県	国
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,223千円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,595千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の加算、職務の級等による加算 ・役職加算 3~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の加算、職務の級等による加算 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の加算、職務の級等による加算 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、医療職を除く全職員に対して勤務評定を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

成績率に差を設けていないが、成績不良による減額、病気休暇等による在職期間の除算を行っている。

(2) 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

津 幡 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%以内で加算) 1人当たり平均支給額 11,262千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%以内で加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給

(4) 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）		24,236千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		20,136円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		25.2%		
手当の種類（手当数）		14種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成26年度）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の患者の救護、物件の処理作業に従事	0千円	1日300円
災害等出動手当	出務職員	勤務時間外、休日において、火災、水害その他の災害に緊急出動する場合	0千円	出動1回300円
		勤務時間外、休日において、行方不明者又は負傷者等の捜索に出動する場合	73千円	勤務1回6,000円以内
		本町以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策、災害復旧のため本町以外の地方公共団体に派遣される場合	0千円	勤務1回6,620円以内
災害待機手当	事務従事職員	町地域防災計画に基づく配備指令又は待機命令の発令による勤務に従事	1,474千円	勤務1回4,200円以内

医療等業務手当	病院又は診療所に勤務する職員	病院又は診療所に勤務し、医療、調剤又は検査等の業務に従事	11,139千円	河北病院院長 月額220,000円 河北病院副院長 月額190,000円 河北病院医長 月額100,000円 河北病院医師 月額80,000円 河合谷診療所所長 月額60,000円 薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士及び視能訓練士 月額6,500円
医師調整手当	病院又は診療所に勤務する医師	病院又は診療所に勤務する医師に支給する。ただし、初任給調整手当を支給されることとなる職員は除く。	0千円	月額50,000円以内
町税等賦課徴収手当	税務課の職員	固定資産税及び都市計画税の賦課のため庁外勤務に従事	66千円	1日300円
	保険年金課の職員	町税、国民健康保険税及び介護保険料の徴収のため庁外勤務に従事	3千円	1日300円
行旅死亡人等処置手当	健康福祉課の職員	行旅死亡人の取扱いに従事	10千円	1件5,000円
		行旅病人の取扱いに従事	0千円	1件2,000円
児童保育業務手当	保育園、幼稚園の職員	児童の保育業務に従事する職員のうち、町長が特に必要と認める職員	0千円	月額11,000円以内
夜間看護等業務手当	河北中央病院の職員	深夜において行われる看護等の業務に従事	6,801千円	勤務1回6,200円
用地取得交渉業務手当	事務従事職員	現地において用地取得の交渉業務に従事	0千円	1日500円
除雪作業手当	都市建設課の職員	積雪時における道路交通網の確保のため除雪作業に従事	5千円	1日300円
犬、猫等の死体処理作業手当	生活環境課の職員	犬、猫等の死体処理作業に従事	13千円	1件500円
汚物処理業務手当	河北中央病院の職員	汚物処理業務に従事	0千円	月額5,000円以内
消防手当	消防本部、消防署の員	救急業務に従事	1,116千円	出動1回200円 救急救命士が出動中、処置を行った場合 出動1回500円
		火災現場に出動し、消火作業に従事	57千円	1回300円
		地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で救助活動又は消火活動に従事	0千円	1回500円

	災害現場に出動し、潜水作業に従事	3 千円	1回500円
	消防用自動車（ポンプ車、工作車、はしご車）の緊急出動の運転に従事	6 千円	1回200円
	隔日勤務の職員	3,470 千円	月額8,400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	82,082 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	164 千円
支給実績（平成25年度決算）	79,682 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	278 千円

(6) その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成26年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成26年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について支給 ・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、18,500～79,700円	同じ	—	40,964千円	602,416円
初任給調整手当	医師職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員 月額 47,500 円～306,000 円	同じ	—	16,826千円	2,403,771円
扶養手当	扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外1人につき 6,500円 （配偶者がいない場合は、そのうち 1 人については 11,000 円） 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人5,000円加算	同じ	—	25,638千円	206,761円
住居手当	○借家・借間居住者 ・家賃が月額23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃が月額23,000円を超え、55,000円未満 （家賃－23,000円）×1/2+11,000円 ・家賃が月額55,000円以上 27,000円	同じ	—	9,791千円	251,074円
通勤手当	○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ・運賃相当額が55,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が55,000円超 55,000円 ○交通用具等を使用している職員 ・距離に応じて支給 1 か月2,000円～24,500円	同じ	—	11,339千円	52,986円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員 ・1時間当たり給与額の135/100	同じ	—	10,287千円	87,179円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 ・1時間当たり給与額の25/100	同じ	—	5,379千円	88,188円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき 4,200円～20,000円	同じ	—	15,508千円	102,706円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回あたり 6,000～10,000円	同じ	—	1,291千円	13,137円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、町内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に対して支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ	—	0千円	—円
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を実施するため、町内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に対して支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ	—	0千円	—円

(「—」は該当者なし)

6 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分			給料月額等	
給料	町副町	長	841,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 904,000円 / 383,500円
		長	682,000円	750,000円 / 311,500円
報酬	議副議	長	344,000円	486,500円 / 227,000円
		長員	302,000円	419,300円 / 182,000円
		員	279,000円	390,000円 / 157,000円
期末手当	町副町	長	(平成26年度支給割合) 2.95月分	
		長員	(平成26年度支給割合) 2.95月分	
退職手当	町副町	長	(算定方式)	(支給時期)
		長	退職日の給料月額×587/100 19,746,680円	任期毎
	備考	退職日の給料月額×307/100 8,374,960円	任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

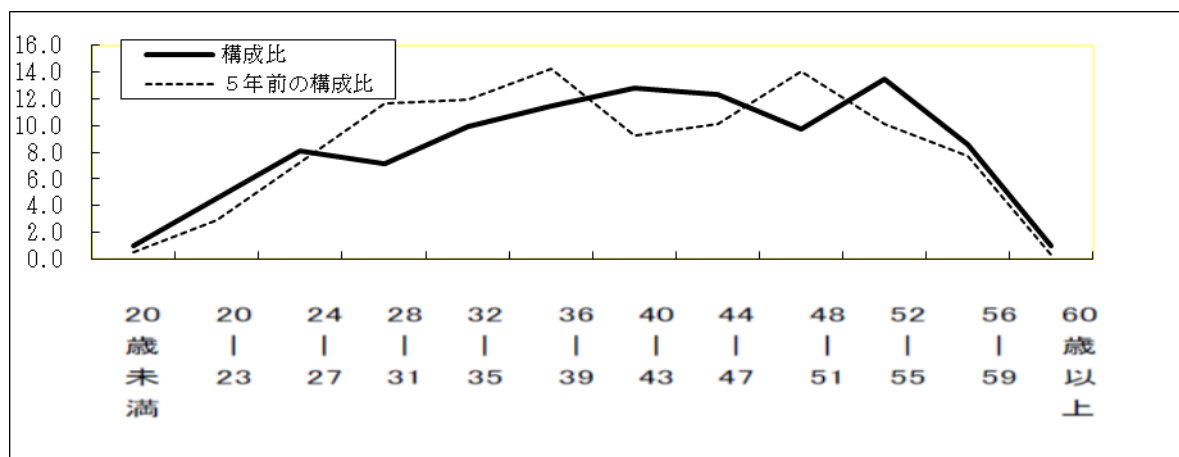
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成26年	平成27年		
普通 会 計 部 門	一般 行政 部門	総務・企画等	62	64	2	業務の充実による増員
		保健・福祉	100	95	△5	算入欄の変更による減員等
		商工・労働	7	7		
		農林・土木	24	23	△1	退職者の欠員不補充
		小計	193	189	△4	<参考>類似団体 人口1万人当たりの職員数51.20人
	特別 行政 部門	教育部門	46	44	△2	退職者の欠員不補充
		消防部門	44	46	2	業務の充実による増員
		小計	90	90		
	小計		283	279	△4	<参考>類似団体 人口1万人当たりの職員数67.07人
	公営 企業 等	会計 部門	病院	62	70	8
上下水道			14	14		
その他			13	19	6	算入欄の変更による増員
小計			89	103	14	
合計		372 [438]	382 [438]	10 [0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平27年4月1日現在)



(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	198	196	190	196	193	189	△ 9 (△4.5%)
教 育	43	44	44	46	46	44	1 (2.3%)
消 防	40	41	42	43	44	46	6 (15.0%)
公営企業	96	92	92	91	89	103	7 (7.3%)
総 合 計	377	373	368	376	372	382	5 (1.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 702,730	千円 164,700	千円 41,223	% 5.87	% 7.15

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A 給 料	(参考)平成 25年度平均 一人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
26年度	人 8	千円 27,036	千円 4,231	千円 9,956	千円 41,223	千円 5,152	千円 4,231

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
津幡町	40.1歳	293,977円	350,897円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均は、総務省から提供された政令指定都市を除く市町村の平均のデータである。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津 幡 町	団体平均
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,207千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,484千円
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の加算、職務の級等による加算 ・役職加算 3～15% ・管理職加算 なし	—

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 団体平均は、総務省から提供された政令指定都市を除く市町村の平均のデータである。

イ 退職手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

津 幡 町	団体平均
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 勸奨・定年 25.55625月分 34.5825月分 49.59月分 49.59月分	1人当たり平均支給額 15,286千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%以内で加算) 1人当たり平均支給額 23,046千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 団体平均は、総務省から提供された政令指定都市を除く市町村の平均のデータである。

ウ 地域手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給なし

エ 特殊勤務手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成26年度決算)	—			
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	—			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成26年度)	—			
手当の種類 (手当数)	5種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度)	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	出務職員	企業用地の取得等に係る交渉又は損失補償に係る交渉の業務に従事		1日500円
災害等出動手当	出務職員	勤務時間外、休日において、火災、水害その他の災害に緊急出動する場合		出動1回300円

		勤務時間外、休日において、行方不明者又は負傷者等の捜索に出動する場合		勤務 1 回 6,000 円以内
		地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策、災害復旧のため本町以外の地方公共団体に派遣される場合		勤務 1 回 6,620 円以内
災害待機手当	事務従事職員	町地域防災計画に基づく配備指令又は待機命令の発令による勤務に従事		勤務 1 回 4,200 円以内

(「—」は該当者なし)

オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成26年度決算)	728 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	146 千円
支給実績 (平成25年度決算)	1,291 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	258 千円

カ その他の手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員 1 人当 り平均支給年額 (平成26年度決算)
管理職手当	2(11)⑥に同じ	同じ	—	888千円	444,000円
扶養手当	2(11)⑥に同じ	同じ	—	528千円	132,000円
住居手当	2(11)⑥に同じ	同じ	—	691千円	230,500円
通勤手当	2(11)⑥に同じ	同じ	—	367千円	122,400円
休日勤務手当	2(11)⑥に同じ	同じ	—	53千円	26,769円
宿日直手当	2(11)⑥に同じ	同じ	—	0千円	—円
管理職員特別勤 務手当	2(11)⑥に同じ	同じ	—	0千円	—円

(「—」は該当者なし)